

立川市地域防災計画（素案）に対する主な意見等一覧

- 各関連者から、最新データの提供等を受け、時点修正を行った。
- 「立川市災害対策本部 事務分掌」について、積極的なご意見やご指摘を受け、機能の整理及び再編を行った。
- 各関連者から、わかりやすい表現の提案、誤記の指摘等を受け、修正を行った。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
1	第1部 第2章 第2節「東京都関係機関」	東京都	「警視庁」 → 「警察署」に修正し、内容も修正	記載内容に関する提案を受け、意見のとおり修正する。
2	第2部 第2章 第1節「東京都防災会議による被害想定」	庁内	被害想定に電気停電率を追記	意見のとおり修正する。
3	第2部 第3章 第4節「避難所の運営」	防災関係機関	耐震性防火貯水槽やプール等を生活用水として使用するにあたり、消火用水としての活用を考慮する必要があるため文言を追記	意見のとおり修正する。
4	第2部 第4章 第1節 第1項 「市街地の安全対策」	防災関係機関	東京消防庁として「消防活動困難区域」という文言の定義がないため、「消防活動時に特に注意が必要となる区域」へ表現を修正	意見のとおり修正する。
5	第2部 第4章 第1節 第4項 「下水道」	庁内	上下水道耐震化計画で一次避難所の下流が対象となっており、「令和6（2024）年度に策定した「立川市上下水道耐震化計画」に基づき、重要施設下流の下水道施設の耐震化を進める。」を追記し明示	意見のとおり修正する。
6	第2部 第4章 第1節 第5項 「河川の氾濫、浸水対策」	防災関係機関	「河川だけで 75mm 相当を流せるよう整備するのではなく、河川・下水道・流域対策等を組み合わせて溢水を防止していく」ことを追記	意見のとおり修正する。
7	第2部 第4章 第1節 第5項 「河川の氾濫、浸水対策」	庁内	市の雨水対策の区域「多摩川上流処理区空堀川流域」を追記	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
8	第2部 第4章 第2節 第3項 「防災訓練の充実」	防災関係機関	「ボランティア団体」を「自主防災組織」に修正	意見のとおり修正する。
9	第2部 第4章 第3節 第4項 「物資の受入・輸送体制の整備」	庁内	国・都から課題として挙がっている災害時物資集配拠点の開設・運営を、民間物流事業等の活用として明記	意見のとおり修正する。
10	第2部 第4章 第4節 第4項 「医療・救護体制の整備」	東京都	医薬品等調達の順番を明確化するための修正	記載内容に関する提案を受け、意見のとおり修正する。
11	第2部 第4章 第4節 第4項 「医療・救護体制の整備」	庁内	防災会議における立川市医師会からの発言により「医療救護体制の地域的な偏在の解消について」追加	追記内容に関する提案を受け、意見のとおり修正する。
12	第2部 第4章 第4節 第6項 「遺体の収容・安置・埋火葬」	庁内	遺体収容所について、令和6年末に実施した協定締結事業者との協議に基づき修正	葬祭事業者の施設・設備の活用を基本とするが、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合も考慮した内容に修正する。
13	第3部 第5章 第2節「東京都への応援要請」	庁内	総務省の応急対策職員派遣制度が確立されており、災害マネジメントを行う総括支援チームと、併せて避難所運営や罹災証明書発行等の支援を行う対口支援チームの派遣が整備されている。都道府県を通じて派遣要請となるが、プッシュ型の派遣要素の強い派遣制度のため、記載が望ましい。特に総括支援チームについては災害対策本部へ入り込むイメージとなるかと思う。また、中長期の派遣についても、被災自治体の調整が煩雑化しないよう総務省ルートが確立されており、東京都経由での派遣要請が必要になるかと	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
			思う。	
14	第3部 第7章 第3節「関係機関 等の連携」	防災関係機 関	消防署の仮救護所の設置は、緊急医 療救護所設定前に限らないため修 正し、現場救護所の設置は状況によ るため「必要に応じて」を追記	意見のとおり修正す る。
15	第3部 第7章 第3節「関係機関 等の連携」	東京都	警察署の活動内容を修正	記載内容に関する提 案を受け、意見のと おり修正する。
16	第3部 第8章 第1節「医療救 護」	東京都	東京都災害薬事コーディネーター の記載内容について、「東京都地域 防災計画」の記載に合わせ修正	意見のとおり修正す る。
17	第3部 第8章 第1節「医療救 護」	庁内	これまでの大規模災害の経験から、 災害関連死の防止（誤嚥性肺炎の予 防）のため、災害時歯科保健医療活 動の充実が必要となり、災害歯科医 療コーディネーターを新設したこと について追記	意見のとおり修正す る。
18	第3部 第8章 第3節「発災直後 から急性期まで の連携体制」	東京都	発災直後から急性期までの連携体 制の図について、「東京都災害時医 療救護ガイドライン（第3版）」に 合わせる。	意見のとおり修正す る。
19	第3部 第8章 第7節「保健予防 活動の実施」	防災関係機 関	エコノミー症候群について、関係者 が見ることが多い計画なので、命の 危険があることを強調しても良い かと思う。	追記内容に関する提 案を受け、意見のと おり修正する。
20	第3部 第8章 第8節「こころの ケア」	防災関係機 関	精神的課題（発症していなくても） 大きい方は避難所に行けない場合 があり、自宅への巡回相談も必要に なることを想定 医療機関は相談機関ではないこと、 医療につながらなくても相談によ り対応可能なことがあることから、 相談機関を追記	追記内容に関する提 案を受け、意見のと おり修正する。
21	第3部 第8章 第8節「こころの ケア」	防災関係機 関	歯科領域および薬事領域に関する 情報を追記	追記内容に関する提 案を受け、意見のと おり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
22	第3部 第10章 第7節「女性・性的マイノリティのニーズへの配慮」	庁内	トイレは場所だけの問題ではないと考え、トイレのあり方に女性等への配慮をすること、プライバシーを確保する必要があるもの、性的マイノリティの人も含めた表現等を考慮し、記載内容を整理、追記	意見のとおり修正する。
23	第3部 第12章 第5節「支援物資の保管・仕分け・輸送」	庁内	支援物資集配拠点に協定締結事業者施設を明記 拠点到適さない柴崎市民体育館を削除	協定締結事業者施設を追記する。 柴崎市民体育館の削除は、市南部の拠点確保の推移を見ながら判断する。
24	第3部 第15章 第1節「行方不明者の捜索・埋火葬」	庁内	「遺体の検視、検案は、泉市民体育館及び柴崎市民体育館等で行う。」 → 「指定された遺体収容所で行う。」	「令和2（2020）年8月に災害時における遺体の収容、安置等について締結した協定に基づき、葬祭事業者の施設・設備の活用を基本とする。ただし、葬祭事業者の施設・設備が使用できなかった場合は、泉・柴崎体育館のどちらかを指定する。」に修正する。
25	第3部 第15章 第2節「行方不明者の捜索及び調査」	東京都	「行方不明者の捜索依頼届出」 → 「行方不明者届」に修正 「警察署は、要捜索者名簿に基づき行方不明者の捜索を行う。」を削除 「行方不明者の遺体を発見したときは、警察署及び市に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。」 → 「捜索活動中に遺体を発見したときは、警察署及び市に連絡し、行方不明者との関連性を調査する。」に修正	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
26	第3部 第15章 第2節「行方不明者の捜索及び調査」	東京都	「行方不明者の遺体を発見したときは、警察署及び市に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。」 → 「行方不明者を発見したときは警察署及び市等に連絡する。」に修正 「警察署より派遣された検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。」を追記 「検視・検案」の説明を修正	記載内容に関する提案を受け、意見のとおり修正する。
27	第3部 第15章 第3節「遺体の処置」	東京都	「警察署より派遣された検視官」 → 「警察署より派遣された検視班」に修正 遺体の引渡しについて、「安置所に引渡所を設け」 → 「遺体引渡所を設け」に修正	意見のとおり修正する。
28	第3部 第15章 第3節「遺体の処置」	東京都	東京都地域防災計画では、遺体の火葬ができない場合、都区市町村からの応援・協力要請に基づき広域火葬を実施し、都の調整の下、火葬を実施することを記載しているため、必要に応じて都への広域火葬の応援・協力要請についても記載を検討 広域火葬については身元不明遺体に限ったものではないため、広域火葬の記載があってもよいかと思う。	意見のとおり修正する。
29	第3部 第16章 第1節「災害廃棄物処理」	庁内	「災害廃棄物には、アスベスト含有建材が含まれる可能性がある。これらの廃棄物については、関係法令及び環境省等のガイドラインに基づき、アスベストの飛散防止を徹底した上で、適切に分別、収集、運搬、処分を行う。」を追記	意見のとおり修正する。 関連箇所と同様の修正をする。
30	第3部 第17章 第4節「防疫体制」	東京都	環境衛生指導の担当として保健所が記載されているが、保健所は都の機関であり、東京都地域防災計画においては、都保健所は市町村と連携し、衛生管理対策を支援・指導する	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
			役割とされているため、市の環境対策班等と同列で記載することは適切ではないと思われる。記載の修正を検討	
31	第3部 第17章 第7節「被災地の警備・防犯」	東京都	警察署の警備体制の内容を修正 協力体制について、「警察署は、自治会等と連携・協力し、犯罪防止のための特別パトロールを行う。」を削除	意見のとおり修正する。
32	第3部 第19章 第2節「災害発生時の交通規制」	東京都	「第一次交通規制を警視庁の指示に基づいて実施する。」 → 「第一次交通規制を実施する。」に修正	意見のとおり修正する。
33	第3部 第20章 第4節「被災住宅の応急修理」	東京都	「緊急の修理」についても記載を検討	記載内容に関する提案を受け、意見のとおり修正する。
34	第3部 第20章 第5節「応急仮設住宅等の供与」	防災関係機関	締結した協定に、「利用可能な公務員宿舎を提供することが規定されている」ことから、「公的住宅の活用による一時提供型住宅」に「財務省、東京都」を追記	意見のとおり修正する。
35	第4部 第2章 第2節「河川に関する情報」	東京都	東京都の管理河川において氾濫発生情報を発表していることを追記	記載内容に関する提案を受け、意見のとおり修正する。
36	第4部 第2章 第2節「多摩川洪水予報の種類と発表基準」	防災関係機関	洪水予報の発表基準の記載を東京都水防計画、又は京浜河川事務所の洪水対策計画書の文言に合わせる。	意見のとおり修正する。
37	第4部 第2章 第2節「多摩川洪水予報の種類と発表基準」	防災関係機関	「北多摩北部建設事務所及び東京都建設局より水防警報が伝達される。」 → 「京浜河川事務所及び東京都建設局より」に修正	意見のとおり修正する。
38	第4部 第2章 第2節「河川に関する情報」	東京都	「令和7年度東京都水防計画」において、「出動」の発表基準、「指示」の内容・発表基準を記載しており、これに合わせる。	意見のとおり修正する。
39	第4部 第4章 第4節「指定避難	東京都	水防法第15条の3に基づく、要配慮者施設の避難確保や計画の作成	記載内容に関する提案を受け、意見のと

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
	所の開設・運営」		等について、避難確保計画の作成や避難訓練の義務化、市町村長による指示や助言、勧告等の権限について、記載を検討 立川市水防計画 P482 にある、施設一覧との関係性も出てくるものと思料する。	おり修正する。
40	第4部 第5章 第11節「災害時の交通規制・緊急輸送体制」	東京都	「第3部応急計画（地震対策編）第19章災害時の交通規制・緊急輸送体制」の準用ではなく、詳細を記載することを検討	記載内容に関する提案を受け、意見のとおりに修正する。
41	第5部 第4章 第3節「放射性物質事故災害への対応」	東京都	「放射線障害防止法」 → 「放射性同位元素等の規制に関する法律」に修正	意見のとおりに修正する。
42	第5部 第5章 第3節「降灰対策」	庁内	富士山の噴火に備えて（下水道施設に灰が入ると機能停止に陥るため）、東京都地域防災計画火山編や大規模噴火降灰対応指針（東京都）から降灰対策の降灰の処理・運搬について、追記（降灰の仮置き場を災害時に活用するオープンスペースに活用するかについて）	意見のとおりに修正する。
43	第7部 第4章 第1節「東海地震注意情報の伝達」	東京都	「警視庁→第八方面本部→立川警察署」に修正	意見のとおりに修正する。
44	第7部 第4章 第2節「活動体制」	防災関係機関	東京消防庁における「震災態勢」発令時の内容を受け、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の東京消防庁の措置内容について修正	意見のとおりに修正する。
45	第7部 第4章 第4節「注意情報時の混乱防止措置」	東京都	立川警察署の活動内容を修正	記載内容に関する提案を受け、意見のとおりに修正する。
46	第7部 第5章 第2節「警戒宣言」	東京都	警備・交通対策の対応措置を修正	記載内容に関する提案を受け、意見のとおりに修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
47	関連資料 風水害等 立川市水防計画	東京都	北多摩北部建設事務所業務の修正	記載内容に関する提案を受け、意見のとおりに修正する。
48	関連資料 風水害等 立川市水防計画	東京都	立川警察署の協力内容の修正	記載内容に関する提案を受け、意見のとおりに修正する。
49	関連資料 風水害等 土砂災害警戒区域	東京都	東京都水防計画8-2により、水防活動報告書は、水防本部ではなく、建設事務所となっている。 東京都水防計画8-4により、公共土木施設被害状況報告について、第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告し、7日以内に、概算被害額を算定して、河川部防災課へ提出することとなっている。	記載内容に関する提案を受け、意見のとおりに修正する。